

随意契約に付する理由書

本工事は、本庁舎別館に設置されている老朽化による著しい機能低下が発生している直流電源設備の改修を行うものです。

本設備は停電が起こった際でも受変電設備の制御電源及び非常用発電機始動用電源等へ常時電源を供給し続けるための重要な役割を果たす設備であり、的確に動作するよう確実に機能を維持する必要があります。

本設備は、新神戸電機株式会社が設計、製作したものです。本工事の実施にあたっては、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合の処置検討能力及び交換部品の入手、熟練した技術者の確保が必要であるため、当該設備の設計、製作、据付をおこなった新神戸電機株式会社の事業を継承しているエナジーウィズ株式会社以外に本工事を適切に行うことができません。

よって同社から見積書を徴したところ、予算の範囲内であり見積価格についても適正と認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約に付するものです。

(参考)

新神戸電機(株)の変遷

- 平成28年 日立化成(株)(現、昭和電工マテリアルズ(株))に吸収合併
- 令和 2年 昭和電工(株)の連結子会社化にともない昭和電工マテリアルズ(株)に社名を変更
- 令和 3年 昭和電工マテリアルズ(株)の蓄電デバイス関連事業を分割しエナジーウィズ(株)が事業を承継